

ちやうふししょうがいしゃそうごうけいかく
調布市障害者総合計画

だい きちやうふししょうがいふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第6期調布市障害福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

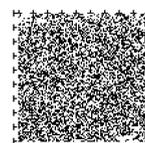
だい きちやうふししょうがいじふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第2期調布市障害児福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

がいようばん
概要版



れいわ ねん がつ
令和3年3月

ちやうふし
調布市



けいかく いちづ 計画の位置付け

しちょうそん さだ しょうがいしゃふくし かん けいかく い か けいかく
市町村が定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。

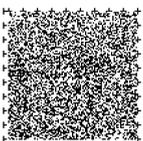
しょうがいしゃけいかく 障害者計画	【根拠法】障害者基本法 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画（計画期間：6年）
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	【根拠法】障害者総合支援法 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画	【根拠法】児童福祉法 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）



この計画は、平成30年3月に上記3計画を一体として策定した「調布市障害者総合計画」のうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分について、新たに「第6期調布市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を定めるものです。

ねんど 年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
しょうがいしゃけいかく 障害者計画	「調布市障害者総合計画」					
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	調布市障害者計画 第5期調布市障害福祉計画 第1期調布市障害児福祉計画			第6期調布市障害福祉計画 第2期調布市障害児福祉計画		
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画						

第6期調布市障害福祉計画・第2期調布市障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（令和3年度から令和5年度まで）におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。



調布市において、障害のある全ての人に対して、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の実現を目指していくことが必要です。

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつを障害者福祉においてより具体化し、全ての障害者の人権及び基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」の理念と「共生社会」の実現へ向けて、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

障害者施策推進の基本的考え方

(1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

一人ひとりに適切なサービスや支援が、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。

(2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

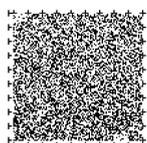
「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会の実現を目指します。

(3) 市民全体への関心の広がりとの協働による取組

市民全体の関心を引き出し、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合う仕組みづくりを図っていきます。

(4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

本人だけでなく家庭・家族全体を支えるため、障害者福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢者福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開します。



しょうがいふくしきさーびすとう みこりょう 障害福祉サービス等の見込み量

しょうがいしやそうごうしえんほう じどうふくしほう もと れいわ ねんど ひつよう みこりょう
障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスについて、令和5年度までの必要な見込み量
と、その提供体制確保のための方策を定めています。

1 ほうもんけいさーびす (へるばーのりょう) 訪問系サービス (ヘルパーの利用)

サービスの種類	サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
居宅介護	家にヘルパーが来て、身の回りの介護や家事の手伝いをします。	23,629時間 287人	26,398時間 295人	28,000時間 310人
重度訪問介護	重い障害のある方の家での生活や外出の手伝いをします。	160,194時間 63人	155,822時間 60人	182,000時間 69人
同行援護	視覚障害のある方の外出支援をします。	12,931時間 61人	8,866時間 59人	14,100時間 69人
行動援護	重い知的障害や精神障害のある方の外出支援をします。	9,343時間 55人	6,752時間 49人	11,100時間 64人

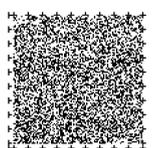
(注) 一部のサービスは、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく利用実績が減少したため、令和元年度実績をもとに今後の見込み量を定めています。

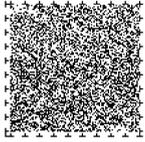
提供体制確保のための方策

◇ 調布市福祉人材育成センターにおける事業を引き続き推進し、従事者(ヘルパー)の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を図ります。 **継続**

◇ 調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングや「サービスのあり方検討会」を活用しながら、事業所へのアプローチによる精神障害者の支援への理解促進と参入事業所の拡充を図ります。 **新規**

◇ スムーズな利用に繋がられるよう、相談支援事業者とヘルパー事業所との連携を推進します。 **取組強化**





2 日中活動系サービス（昼間に通う・働くところ）

サービスの種類	サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
生活介護	身の回りの世話を受けながら、作業やレクリエーションをします。	94,717日 458人	99,630日 476人	105,900日 505人
自立訓練 (機能訓練)	体をうまく動かす訓練や、自分の身の回	185日 2人	24日 1人	300日 3人
自立訓練 (生活訓練)	りのことができるように訓練をします。	8,229日 119人	7,402日 106人	8,500日 120人
就労移行支援	会社に就職するための訓練をします。	11,829日 134人	12,788日 120人	14,500日 150人
就労継続支援 A型	作業所など会社以外の場所で、支援を	3,396日 23人	3,668日 22人	4,700日 28人
就労継続支援 B型	うけながら働きます。	88,823日 654人	88,998日 650人	93,500日 680人
就労定着支援	会社で働き続けるための相談などの支援をします。	48人	50人	80人

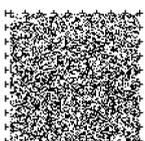
提供体制確保のための方策

◇ 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。 **継続**

◇ 施設運営に係る各種補助金を継続し、事業所の安定的運営の支援と、サービスの質の確保、向上を図ります。 **継続**

◇ 「デイセンターまなびや」に続く重症心身障害者施設の整備は喫緊の課題であり、特別支援学校卒業生等に必要なサービス提供が途切れることのないよう、新たな通所先の確保について、「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備動向も踏まえつつ、他の手法も取り入れて整備することも視野に入れながら整備規模、時期及び医療的ケア体制等の検討を進めます。

とり組み強化



◇ 今後の特別支援学校卒業生を始めとした重度知的障害者（強度行動障害を含む。）の新たな通所先の整備について検討を進めます。 **新規**

◇ 調布市こころの健康支援センターで実施する自立訓練（生活訓練）事業において、引き続き利用者のニーズに応じたプログラムを実施します。また、デイ事業（法外）とともに総合的な支援によりひきこもり等の状態にある方の社会参加の第一歩としての活動場所の提供にも取り組みます。 **取組強化**

◇ 知的障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）事業の整備について、ちょうふだぞう（障害者就労支援事業、地域活動支援センター事業）、知的障害者援護施設すまいる就労支援分室（就労移行支援、就労定着支援）とのより効果的な連携を見据えた検討を進めます。 **新規**

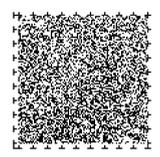
◇ 市内2か所の障害者就労支援センター（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）との連携促進により、より一層の一般就労への移行と効率的・効果的な支援体制の構築を図ります。 **継続**

◇ 就労定着支援事業の拡充へ向け、更なる市内事業所での事業実施について事業者との協議、検討を進めます。 **継続**

<成果目標> 福祉施設から一般就労への移行等

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

目標を定める内容	令和5年度の目標
福祉施設から一般就労へ移行する人数	47人
障害者就労支援事業（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）の支援を受けて一般就労する者の人数	85人
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち「就労定着支援」を利用する者の割合	70%以上
「就労定着率」が80%以上となる就労定着支援事業所の割合	70%以上



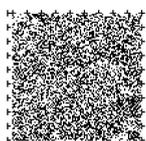
3 居住系サービス（住まい・ショートステイ）

サービスの種類	サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
施設入所支援	入所施設で身の回りの世話をうけながら生活 できます。	143人	135人	135人
療養介護	病院などに入院しながら身の回りの世話を受 けられます。	24人	22人	22人
共同生活援助 (グループホーム)	少人数で、支援を受けながら共同で生活で きます。	271人	275人	310人
自立生活援助	一人暮らしを続けるために、職員が定期的に 訪問します。	16人	20人	35人
短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、家から離れて 施設で短期間、身の回りの世話をうけながら 泊まることができます。	7,161日 166人	6,076日 130人	8,100日 180人

(注) 一部のサービスは、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく利用実績が減少したため、令和元年度実績をもとに今後の見込み量を定めています。

提供体制確保のための方策

- ◇ 入所施設からの地域移行を進めるため、地域の受け皿としてのグループホームの整備に引き続き取り組みます。**継続**
- ◇ グループホームの新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し、市内におけるグループホームの利用拡大を推進します。**継続**
- ◇ 重度障害者、高齢障害者など、障害の種類、程度等によらず、様々な障害種別に対応したグループホームの整備を推進します。整備にあたっては、知的障害者を対象としたアパート型やサテライト型、精神障害者を対象とした滞在型やサテライト型のホームなど多様なニーズへの対応を図ります。**継続**



◇ 体験型グループホームの拡充により、より多くの障害者がグループホームでの生活を体験できる機会を整備します。 **新規**

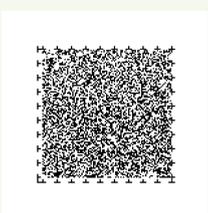
◇ 自立生活援助については、サービスの対象者について、適切な支給決定を行うとともに、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。
取組強化

◇ 短期入所については、事業者と協議を行い、引き続き新規に開設するグループホームへの短期入所枠の設置を推進するとともに、新たな短期入所枠の整備について、近隣市と課題を共有しながら広域的な整備を含め幅広く検討を進めます。 **取組強化**

<成果目標> 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

目標を定める内容	令和5年度の目標
令和5年度末までの地域移行者数	5人
令和5年度末時点での施設入所者数	135人 (令和元年度末と同数)



4 相談支援（相談・サービス利用などの計画）

サービスの種類	サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
計画相談支援	様々なサービスに関する相談を受け、利用するためのプラン（計画）を作成します。	1,032人	1,127人	1,850人
障害児相談支援		130人	142人	600人
地域移行支援	病院や施設から地域生活へうつるための支援を行います。	10人	6人	8人
地域定着支援	一人暮らしの方などに、24時間の連絡体制を確保します。	6人	20人	50人

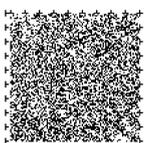
提供体制確保のための方策

◇ 引き続き相談支援事業所の増加を図るため、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。地域生活支援拠点に関連する加算取得の促進や、通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金による間接的支援を行います。**取組強化**

◇ 調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて、相談支援の質の向上や効率化を図るとともに、ヘルパー事業所、ケアマネジャー等の介護保険サービス事業所、医療機関との連携に取り組みます。また、介護保険制度への移行に備え、利用者への情報提供と地域包括支援センター等の関係機関との情報共有に取り組みます。

取組強化

◇ 特定相談支援事業所、関係機関との連携を通じて、地域移行支援・地域定着支援の対象者の掘り起こしや適切な支給決定に努めます。**継続**



せいかもくひょう せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく
<成果目標> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

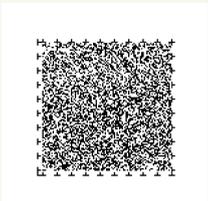
ちょうきにゆういんせいしんしょうがいしゃ ちいきいこう すす せいしんしょうがいしゃ ちいき いちいん あんしん
 長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して
 じぶん くらしい くらしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の
 こうちく めざ
 構築を目指します。

もくひょう さだ ないよう 目標を定める内容		れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目標
ちようふちいきせいしんほけんふくしねっとわーくれんらくかい ひつよう しえんたいせい けんとう 「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」において、必要な支援体制の検討 およ こうちく すす 及び構築を進めます。		
かいさいかいすう 開催回数		かい 4回
さんかしゃ きかん すう 参加者（機関）数		きかん 50機関
もくひょうせつていおよ ひょうか じっしかいすう 目標設定及び評価の実施回数		ねん かいじっし 年1回実施

せいかもくひょう そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう
<成果目標> 相談支援体制の充実・強化等

しないそうだんしえんじぎょうしょ こうせい さーびす かたけんどうかい かつよう そうだんしえんせんもんいん しつ
 市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」を活用し、相談支援専門員の質
 こうじょう じょうほうきょうゆうとうそうだんしえんたいせい きょうか はか
 の向上や情報共有等相談支援体制の強化を図ります。

もくひょう さだ ないよう 目標を定める内容		れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目標
せんもんてき しどう じよげんけんすう 専門的な指導・助言件数		けん 6件
じんざいいくせい しえんけんすう 人材育成の支援件数		けん 6件
れんけいきょうか とりくみ じっしかいすう 連携強化の取組の実施回数		かい 6回



せいかもくひょう ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ
<成果目標> 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

しょうがいしゃ ちいきせいかつしえん ひつよう きのう しゅうやく ちいきせいかつしえんきよてん せいび
 障害者の地域生活支援に必要な機能を集約した「地域生活支援拠点」を整備します。

ちょうふし ちいき ふくすう きかん ぶんたん きのう にな たいせい めんてき たいせい きよてん
 調布市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)として拠点
 機能の維持・充実を図ります。

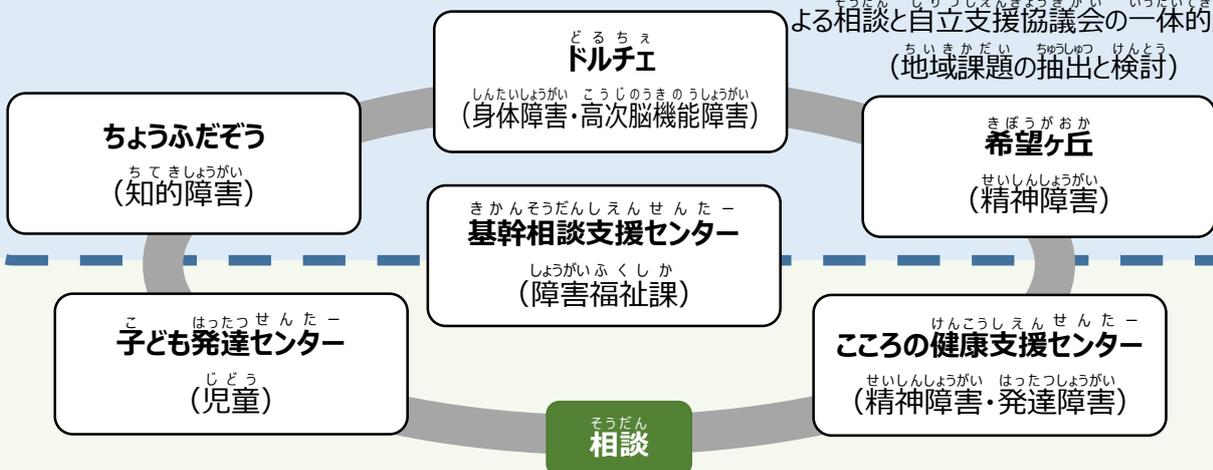
きよてん うんようじょうきょう ちょうふししょうがいしゃちいきじりつしえんきよぎかい まいねんどほうこく
 拠点の運用状況について、調布市障害者地域自立支援協議会に毎年度報告します。

ちょうふしちいきせいかつしえんきよてん めんてき たいせい
調布市地域生活支援拠点 (面的な体制)

ちいき たいせい
地域の体制づくり

しょうがいしゃちいきじりつしえんきよぎかい うんえい
障害者地域自立支援協議会の運営

しょうがいふくしか しょう ぞうだんしえんじぎょうしよ
 障害福祉課と3か所の相談支援事業所による相談と自立支援協議会の一体的運営
 (地域課題の抽出と検討)



ぐるーぶほーむとう たいけん
グループホーム等の体験

ぐるーぶほーむ
グループホームすてっぷ
 ・グループホームの体験機会の提供
 (3か月～1年)

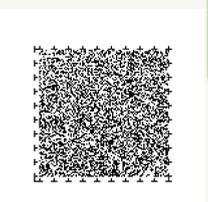
じんざい かくほ ようせい
人材の確保・養成

ふくしじんざいいくせいせんたー
福祉人材育成センター
 ・福祉人材の養成 (人材確保)
 ・専門性向上 (質の向上)
 ・ネットワーク創出 (やりがい創出・定着支援)
 ・普及啓発 (福祉の仕事の魅力発信)

きんきゅうじ うけい たいせい
緊急時の受入れ体制

ねっと
あんしんネット
 ・緊急相談窓口 (知的・発達)
 ・アウトリーチ支援
 ・地域ネットワーク体制の整備
在宅障害者ショートステイ
 ・知的障害者援護施設なごみ

いたくがたきんきゅういちじほご
委託型緊急一時保護
 ・重症心身障害者 (医療的ケア含む) 宿泊保護
 ・身体障害者 宿泊保護
 ・障害児 宿泊保護
 ・重度重複障害者 宿泊保護
 ・障害児・者 日帰り保護
緊急一時養護事業
 ・子ども発達センター



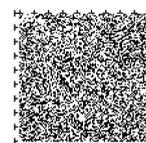
5 児童通所サービス（子どもが通うところ）

サービスの種類	サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
児童発達支援	主に小学校入学前の子どもなどが通い、日常生活の訓練を行います。	14,214日 204人	13,210日 200人	15,400日 220人
医療型 児童発達支援		359日 7人	187日 6人	300日 6人
放課後等 デイサービス	学校に通う子どもたちの放課後や夏休み中などの活動場所です。	45,291日 378人	43,245日 390人	50,400日 420人
居宅訪問型 児童発達支援	外出の困難な重度の障害のある子どもに専門の職員が訪問し、訓練を行います。	29日 1人	20日 1人	168日 7人
保育所等 訪問支援	保育所や幼稚園に通う子どもに専門の職員が定期的に訪問します。	114日 8人	48日 7人	96日 8人

(注) 一部のサービスは、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく利用実績が減少したため、令和元年度実績をもとに今後の見込み量を定めています。

提供体制確保のための方策

- 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。 **継続**
- 施設運営に係る各種補助金を継続し、事業所の安定的運営の支援と、サービスの質の確保、向上を図ります。 **継続**
- 市が設置する放課後等デイサービス事業「ぴっころ」について、実施場所である総合福祉センターの建て替えに伴い、移転・更新後の事業実施体制について、利用状況の変化も踏まえた検討を進めます。 **取組強化**
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援においては、子ども発達センターでの事業実施について、利用者への一層の周知と支援内容の充実を図ります。 **取組強化**



せいかもくひょう しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびとう
<成果目標> 障害児支援の提供体制の整備等

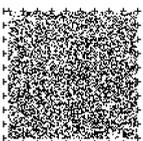
ちいき しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいび
 地域における障害児支援の提供体制を整備します。

もくひょう さだ ないよう 目標を定める内容	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目標
じどうはつたつしえんせんたー せつちすう 「児童発達支援センター」の設置数	1 箇所 (子ども発達センター)
ほいくしょうとうほうもんしえん りょう ていせい こうちく 「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築	「子ども発達センター」での 事業継続
じゅうしんしんしょうがいじ しえん じぎょうしよすう 重症心身障害児を支援する事業所数	児童発達支援 1 箇所 放課後等デイサービス 2 箇所
いりょうてきけ あじとう かん こーでいねーたー はいち 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人

せいかもくひょう しょうがいふくしきーびすとう しつ こうじょう とりくみ かか ていせい こうちく
<成果目標> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

りようしゃ しん ひつよう しょうがいふくしきーびすとう ていきょう しょうがいふくしきーびすとう しつ
 利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質
 を向上させるための取組を実施します。

もくひょう さだ ないよう 目標を定める内容	れいわ ねんど もくひょう 令和5年度の目標
しょうがいふくしきーびすとう かか 障害福祉サービス等に係る	40人
かくしゅけんしゅう かつよう 各種研修の活用	300人
しょうがいしゃじりつしえんしんさしはらいとうしすてむ しんさけっか きょうゆう 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間1回実施

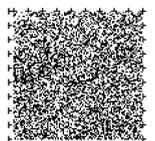


ちいせいかつしえんじぎょう みこりょう 地域生活支援事業の見込み量

しょうがいしゃそうごうしえんほう ちと しちょうそん とうじし じっし いか じぎょう しょうがいふくしきーびすと
障害者総合支援法に基づき市町村が独自に実施する以下の事業について、障害福祉サービス等
とうよう みこりょう さいだ
と同様に見込み量を定めています。

サービスの種類		サービスの内容	令和元年度 (2019年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 実績	令和5年度 (2023年度) 見込み量
障害者相談支援事業		障害者や家族からの相談 に応じ、情報提供や サービス利用の案内などを 行います。	3か所	3か所	3か所
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用のた めの費用を助成します。	0人	4人	5人
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	聴覚障害のある方などに 手話通訳者や要約	634人	595人	650人
	要約筆記者派遣	筆記者を派遣します。	0人	10人	20人
手話奉仕員 養成研修事業	基礎コース	手話通訳を行う人材を 養成します。	41人	0人 (開催中止)	50人
	養成コース		8人	8人	10人
移動支援事業 (ガイドヘルパー)		一人での外出が難しい方 の外出を支援します。	14,736時間 174人	8,314時間 130人	17,100時間 185人
地域活動支援センター事業		居場所の提供や様々な 活動を行います。	3か所 1,071人	3か所 1,063人	3か所 1,120人
訪問入浴サービス事業		入浴車を派遣して室内で の入浴を支援します。	817回 20人	941回 18人	1,100回 22人
日中一時支援事業		施設で一時的な見守りや 訓練などを行います。	4,761日 209人	3,223日 142人	5,200日 170人

(注) 一部のサービスは、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく利用実績が
減少したため、令和元年度実績をもとに今後の見込み量を定めています。



ひょうしえ ちょうふしみんせいじどういんきょうぎかい はまのし さく
表紙絵は、調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作

かんこうぶつばんごう
刊行物番号

2020-198

ちょうふししょうがいしゃそうごうけいかく がいようばん
調布市障害者総合計画 概要版

だい き ちょうふししょうがいふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第6期調布市障害福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)
だい き ちょうふししょうがいじふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
第2期調布市障害児福祉計画 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

れいわ ねん がつ
令和3年3月

へんしゅう はっこう ちょうふし ふくしけんこうぶ しょうがいふくしか
編集・発行 調布市 福祉健康部 障害福祉課

ゆうびん とうきょうとちょうふしこじまちょう
〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

でんわ
(電話) 042-481-7135

ふあくす
(ファクス) 042-481-4288

ほむぺーじ
(ホームページ) <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

